

厚生労働省発基安1225第1号

令和元年12月25日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 作業環境測定法施行規則の一部改正

一 事業者は、作業環境測定におけるデザイン及びサンプリングを個人サンプリング法（作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリングをいう。以下同じ。）により行うときは、作業環境測定士のうち個人サンプリング法について作業環境測定法（以下「作環法」という。）第七条の登録を受けている者に実施させなければならないこととする。

二 事業者は、個人サンプリング法を作業環境測定機関又は指定測定機関に委託するときは、個人サンプリング法について登録を受けている作業環境測定機関又は指定測定機関に委託しなければならないこととする。

三 作業環境測定機関は、個人サンプリング法を行うときは、作業環境測定士のうち個人サンプリング法について作環法第七条の登録を受けている者に実施させなければならないこととする。

四 作業環境測定士の登録事項に、作業環境測定士講習の講習科目のうち、個人サンプリング法に関する

科目に係る講習を修了した者にあつては、個人サンプリング法を行うことができることを追加することとする。

五 作業環境測定機関の登録事項に、六の基準を満たした者にあつては、個人サンプリング法を行うことができることを追加することとする。

六 作業環境測定機関の登録基準に、個人サンプリング法を行おうとする場合にあつては、個人サンプリング法について作環法第七条の登録を受けている作業環境測定士が置かれていることを追加することとする。

七 作業環境測定機関の業務規程で定めるべき事項に、個人サンプリング法を行うことができる場合にあつては、個人サンプリング法に関する事項を追加することとする。

八 様式その他の事項について、所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、令和三年四月一日から施行することとする。
- 二 次に掲げる準備行為及び経過措置等を規定することとする。

1 個人サンプリング法について、作業環境測定士等の登録証の書換えを行おうとする者は、この省令の施行の日までの間に登録講習機関が行う講習で都道府県労働局長が定めるもの（以下「特例講習」という。）を修了した場合、この省令の施行前においても、この省令による改正後の規定の例により、その申請を行うことができること等とすること。

2 個人サンプリング法について、作業環境測定機関の業務規程の変更を行おうとする者は、当該者に属する作業環境測定士が特例講習を修了した場合、この省令の施行前においても、この省令による改正後の規定の例により、その届出を行うことができること等とすること。

3 この省令の施行の際現に作業環境測定法施行規則第五条第一項第二号若しくは第三号に掲げる者又は第五条の二の規定により第二種作業環境測定士となる資格を有する者は、四の講習を修了した場合、個人サンプリング法に係る作業環境測定士の登録及び登録証の書換えを申請することができることとする。